

工事成績採点の考査項目別運用表 総括監督員

2. 施工状況 II. 工程管理

該
当 【評価対象項目】

- 行政機関以外の第三者と工程調整が必要となった場合に、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
- 行政機関と工程調整が必要となった場合に、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
- 特定建設作業（騒音規制法及び振動規制法が定める一定規模以上の作業）を休日や夜間に行わなかった。または休日や夜間に行う特定建設作業の期間が最小となるように工程を調整した。
- 工程管理に不備がなかった。
- 災害復旧工事のほか、標準的な工期より短い工期が設定された工事を予定通り完成させた。
- 施工箇所が広範囲に点在している工事（施工場所が3箇所以上あり、それらの間隔が直線距離で100mを超えるもの）を、遅滞なく完成させた。
- 現場閉所による週休2日（4週8休以上）を達成した。

0

●判定基準

加減点 (0.00点) = 2.00点 × 該当項目数 (0) ÷ 対象項目数 (7)

2. 施工状況 III. 安全対策

該
当 【評価対象項目】

- 安全対策の取組みが、ISO45001等（労働安全衛生マネジメントシステム）で認証されている。
- 下請混在現場において、統括安全衛生責任者又は店社安全衛生管理者を置いていた。
- 職長が中心となって、ツールボックスミーティングを行って安全対策を推進した。
- K Y活動で提案された安全対策を採用した。
- 安全協議会に参加していた。
- 工事用車両の通行に起因する交通事故を防止するための対策を行った。（臨時のカーブミラーの設置、すれ違い場所の拡幅や整地、通学路の路肩の草払いほか）

0

●判定基準

加減点 (0.00点) = 3.00点 × 該当項目数 (0) ÷ 対象項目数 (6)

4. 工事特性 I. 施工条件等

工事特性を評価

評定点 #REF! 加点

6. 社会性等 I. 地域への貢献等

該
当 【評価対象項目】

- 工事現場周辺（現場と同じ大字（市内の場合は町）の範囲をいう。以下同じ。）の共有用地や共有施設（学校、バス停を含む）の整備や修繕等を行った。
- 工事現場周辺で一般向けの憩いのサービスを提供した。（トイレの開放、観光案内、木陰のベンチほか）
- 当該工事に関する広報（SNSによる電子版を含む）を行った。
- 工事現場周辺で、除草又は清掃等の美化活動を行った。
- 工事現場周辺の地域の行事に参加若しくは協賛し、又は準備の支援をした。
- 工事現場周辺の地域がかかえる課題に対して協力活動を行った。災害救援活動（降灰、積雪を含む）、環境保全活動（生態系保全のための外来動植物の駆除を含む）、集落支援活動その他。
- 指定主要資材7品目に該当する資材はすべて県産資材を使用した。

0

- ①指定主要資材7品目（レディミクストコンクリート、コンクリート二次製品、石材類、アスファルト合材、木材、樹木、野芝）のうち、いずれかを使用する工事において、指定主要資材はすべて県産資材を使用した。
- ②県産資材以外の資材については、県内で産出、生産または製造されていない製品に限り、県内に本店を置く資材業者から調達した。

●判定基準

加減点 (0.00点) = 10.00点 × 該当項目数 (0) ÷ 対象項目数 (7)

7. 法令遵守等 I. 法令遵守等

【措置内容】

工事成績採点の考査項目別運用表 総括監督員

- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 1. 指名停止3ヶ月以上 (-20点) |
| <input type="checkbox"/> | 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満 (-15点) |
| <input type="checkbox"/> | 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満 (-13点) |
| <input type="checkbox"/> | 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満 (-10点) |
| <input type="checkbox"/> | 5. 文書注意 (-8点) |
| <input type="checkbox"/> | 6. 口頭注意 (-5点) |
| <input type="checkbox"/> | 7. 工事関係者事故又は公衆損害事故が発生したが、口頭注意以上の処分が行われなかった場合
(「工事事故に関する評定基準」が定める減点による) |
| <input type="checkbox"/> | 8. その他 |
| <input type="checkbox"/> | 9. 該当項目なし |

※ 7による場合、「減点のフローチャート」に基づいて評価し、減点合計を右セルへ入力した後、
チェックボックスへの入力を行うこと。

入力例：-8

※ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減点の措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労等が判明し、送検された。
8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10. 下請代金を期日以内に支払っていない。不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11. 過積載の道路交通違反により、逮捕又は送検された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理が不適切であったことから、工事関係者事故又は公衆損害事故を起こした。
15. 総合評価落札方式工事の配置技術者がやむを得ない理由で途中交代し、配置予定技術者の能力加算点を満たさない場合は、5点減点する。(評価項目「8 その他」で5点減点する。)
16. 総合評価落札方式工事において、技術資料で建設キャリアアップシステムの運用を誓約し、実際に履行していることが確認できない場合は、2点減点する。(評価項目「8 その他」で2点減点する。)
17. 発注者指定型のICT活用工事において、やむを得ない理由以外でICT活用工事の全ての施工プロセスの採用ができなかった場合は、2点減点する。(評価項目「8 その他」で2点減点する。)
18. 総合評価落札方式工事において、技術資料で登録基幹技能者の活用を誓約し、実際に履行していることが確認できない場合は、2点減点する。(評価項目「8 その他」で2点減点する。)
19. 発注者指定型の週休2日試行工事において、施工計画書提出時に提出された行程表が明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、または、受注者の責により確保できない場合は、2点減点する。
(評価項目「8 その他」で2点減点する。)